

市・県民税のしおり

酒田市総務部税務課

日頃より、市・県民税の申告と納税につきましては、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。このたび、令和2年度版「市・県民税のしおり」を作成しましたので、参考にいただければ幸いです。

市・県民税について

◎令和2年度の市・県民税は、令和元年中（平成31年1月～令和元年12月）の個人の所得等をもとに計算します。

一般的な所得金額の計算は $\text{所得金額} = \text{収入金額} - \text{必要経費}$ です。

◎令和2年度の市・県民税は、令和2年1月1日に住所のあった市町村に納めていただきます。

令和2年1月2日以降に住所が変わった場合でも1月1日の住所地に納税していただくことになります。

◎市・県民税には「所得割」と「均等割」があります。

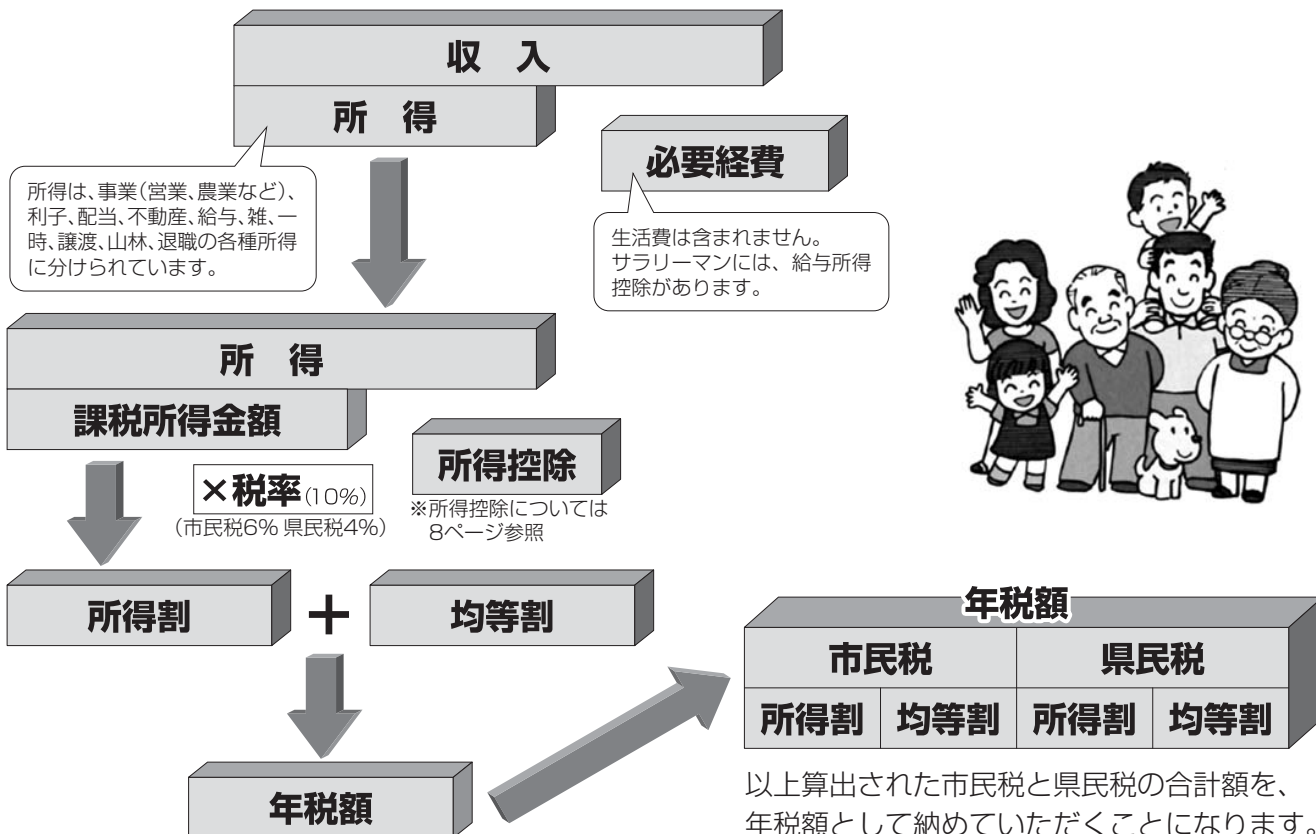
所得割：所得から所得控除（8ページ参照）を差し引いた金額に税率を適用して算出します。

均等割：一定額（市民税：3,500円 県民税：2,500円）を均等に広く負担していただくものです。

◎市・県民税の納入方法については、月々の給料や公的年金から差し引いて納めていただく「特別徴収」と、納税通知書によって年4回に分けて直接納めていただく「普通徴収」があります。

では、市・県民税は実際にどのような流れで計算されているのでしょうか？

税額計算の主な流れ



市・県民税を計算してみましよう！

【給与収入がある方の計算例】

酒田太郎さん（会社員）は、妻の花子さん、長男の一郎くん（17歳）、次男の二郎くん（14歳）と暮らしています。太郎さんの令和元年中の収入は次のとおりです。

〈令和元年分の源泉徴収票〉

令和元年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所 酒田市本町2丁目2番45号	受給者番号
氏名 酒田 太郎	税額 50,000円
給与 3,800,000円	所得控除後の合計額 2,500,000円
源泉徴収額 50,000円	課税所得額 1,520,000円
控除の種類 社会保険料等の金額 380,000円	控除対象扶養親族の人数 3人
配偶者の氏名 酒田 花子	配偶者の合計所得 0円
扶養親族の氏名 酒田 一郎 酒田 二郎	扶養親族の合計所得 0円
支払者 株式会社 ●●物産	受給者生年月日 39年3月3日

〈給与と所得金額の計算表〉

（源泉徴収票の支払金額を収入金額にあてはめて計算します。）

給与収入金額	給与所得金額
651,000円未満	0円
651,000円以上 1,619,000円未満	収入金額 - 650,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	969,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	970,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	972,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	974,000円
1,628,000円以上 1,800,000円未満	※収入金額×60%
1,800,000円以上 3,600,000円未満	※収入金額×70% - 180,000円
3,600,000円以上 6,600,000円未満	※収入金額×80% - 540,000円
6,600,000円以上 10,000,000円未満	収入金額×90% - 1,200,000円
10,000,000円以上	収入金額 - 2,200,000円

【注意】※印の欄については、次の算式により計算した金額を収入金額として計算してください。

$$\left(\frac{\text{収入金額}}{4} \right) \times 4$$

1. 「給与と所得金額の計算表」により給与と所得金額を計算します。

（給与収入）
 $\{(3,800,000円 \div 4) \times 4\} \times 80\% - 540,000円 = 2,500,000円 \dots\dots ①$

2. 所得控除金額を計算します。（控除の種類と説明は8ページをご覧ください。）

社会保険料控除	380,000円
配偶者控除	330,000円
扶養控除（一般）	330,000円
基礎控除	330,000円
合計	1,370,000円 …… ②

源泉徴収票は所得税の控除額で計算しているため、源泉徴収票の金額とは異なる場合があります。

3. 所得金額①から所得控除の合計額②を差し引きます。

$2,500,000円 - 1,370,000円 = 1,130,000円 \dots\dots ③$ （課税所得金額） ※1,000円未満の端数があるときは切り捨てます。

4. 課税所得金額③に税率（県民税：4% 市民税：6%）をかけて、市・県民税の所得割額を計算します。

県民税：1,130,000円（課税所得金額）×4%（税率）= 45,200円 …… A
 市民税：1,130,000円（課税所得金額）×6%（税率）= 67,800円 …… B

5. 市・県民税の所得割額（A+B）から人的控除額の差による調整控除額を計算します。

所得税と市・県民税の人的控除額の差の合計額を計算します。

配偶者控除	50,000円
扶養控除（一般扶養）	50,000円
基礎控除	50,000円
合 計	150,000円 …… ④

課税所得金額③が200万円以下であることから、人的控除額の差の合計額④と課税所得金額③のいずれか少ない額の5%が調整控除額となります。

1,130,000円 …… ③ > 150,000円 …… ④

③と④を比較すると④の額の方が少ないことから

調整控除額は150,000円×5%（県2%、市3%）=7,500円となります。

7,500円の内訳 { 県民税控除額：150,000円×2%=3,000円 …… ⑤
市民税控除額：150,000円×3%=4,500円 …… ⑥



6. 所得割から調整控除額を差し引き、さらに均等割を加えたものが令和2年度の市・県民税になります。

県民税所得割：45,200円（A）－ 3,000円（⑤）＝ 42,200円（100円未満切り捨て）

市民税所得割：67,800円（B）－ 4,500円（⑥）＝ 63,300円（100円未満切り捨て）

県民税：42,200円（所得割）＋ 2,500円（均等割）＝ 44,700円

市民税：63,300円（所得割）＋ 3,500円（均等割）＝ 66,800円

合 計：44,700円（県民税）＋ 66,800円（市民税）＝ **111,500円**

【調整控除額の算出の仕方】

区 分	控 除 額
課税所得金額が200万円以下の場合	次のいずれか少ない金額の5% 1. 人的控除額の差の合計 2. 課税所得金額
課税所得金額が200万円超の場合	{人的控除額の差の合計額－（課税所得金額－200万円）}の5% ただし、この金額が2,500円未満の場合は2,500円となります。

【所得税と市・県民税の人的控除額の差】

所得控除	区 分	所 得 税	市・県民税	差 額
障 害 者 控 除	普 通 障 害 者	27万円	26万円	1万円
	特 別 障 害 者	40万円	30万円	10万円
	同 居 特 別 障 害 者	75万円	53万円	22万円
寡 婦 控 除	一 般 寡 婦	27万円	26万円	1万円
	特 定 寡 婦	35万円	30万円	5万円
寡 夫 控 除		27万円	26万円	1万円
勤 労 学 生 控 除		27万円	26万円	1万円
扶 養 控 除	一 般 扶 養	38万円	33万円	5万円
	特 定 扶 養	63万円	45万円	18万円
	老 人 扶 養	48万円	38万円	10万円
	同 居 老 親 等	58万円	45万円	13万円
基 礎 控 除		38万円	33万円	5万円

【所得税と市・県民税の人的控除額の差（配偶者控除）】

所得控除	納税義務者の合計所得金額	区 分	所得税	市・県民税	差 額
配偶者控除	900万円以下	一般配偶者	38万円	33万円	5万円
		老人配偶者	48万円	38万円	10万円
	900万円超950万円以下	一般配偶者	26万円	22万円	4万円
		老人配偶者	32万円	26万円	6万円
	950万円超1,000万円以下	一般配偶者	13万円	11万円	2万円
		老人配偶者	16万円	13万円	3万円

【所得税と市・県民税の人的控除額の差（配偶者特別控除）】

所得控除	納税義務者の合計所得金額	配偶者の合計所得	所得税	市・県民税	差 額
配偶者特別控除	900万円以下	38万円超40万円未満	38万円	33万円	5万円
		40万円以上45万円未満	36万円	33万円	3万円
	900万円超950万円以下	38万円超40万円未満	26万円	22万円	4万円
		40万円以上45万円未満	24万円	22万円	2万円
	950万円超1,000万円以下	38万円超40万円未満	13万円	11万円	2万円
		40万円以上45万円未満	12万円	11万円	1万円

■市・県民税の非課税規定について

市・県民税には次のような非課税規定があります。

扶養親族の人数（A）	非課税になる所得金額（B）	均等割のみ課税となる所得金額（C）
0人	29万円以下	29万円超 ～ 35万円以下
1人	75万円以下	75万円超 ～ 102万円以下
2人	104万円以下	104万円超 ～ 137万円以下
3人	133万円以下	133万円超 ～ 172万円以下
4人	162万円以下	162万円超 ～ 207万円以下
5人	191万円以下	191万円超 ～ 242万円以下

- （A）欄の人数は、配偶者控除、扶養控除、16歳未満の扶養親族の対象となる方を合計した人数です。（配偶者特別控除はこの人数には含まれません。）
- （B）欄に該当する人は、市・県民税は非課税になり、（C）欄に該当する人は、均等割のみの課税となります。
- （C）欄の所得金額を超えた場合でも、所得が所得控除と同じかそれよりも少ないとき（所得 \leq 所得控除）は、均等割のみの課税となります。
- 所得金額は収入金額から一定額（給与所得控除や必要経費）を控除した金額となります。給与の所得金額については、2ページの「給与所得金額の計算表」をもとに計算します。その他の所得金額についての計算方法についてはお問い合わせください。
- 障がい者・寡婦・特定寡婦・寡夫・未成年者（平成12年1月3日以降生まれで未婚の方）に該当し、合計所得金額が125万円以下であれば、所得割、均等割とも課税されません。

■令和2年度 市・県民税についてのお知らせ

1. 住宅ローン控除制度（住宅借入金等特別税額控除）の拡充

令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に、消費税率10%が適用される住宅を取得して入居した場合について、所得税の住宅ローン控除が3年間延長されます。その控除期間（11年目～13年目）において所得税額から控除しきれない額は、市・県民税における住宅借入金等特別税額控除制度において、現行と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等 \times 7%）の範囲で市・県民税から控除されます。

2. 空き家の発生を抑制するための特例措置の拡充

「空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例」について、被相続人の居住要件を緩和し、老人ホーム等に入所していた場合を特例適用対象に加えることになりました。

（1）適用期間

平成31年4月1日から令和5年12月31日まで

(2) 要件

- ①被相続人が介護保険法に規定する要介護認定等を受け、かつ、相続の開始の直前まで老人ホーム等に入所していたこと
- ②被相続人が老人ホーム等に入所をした時から相続の直前まで、その家屋について、その者による一定の使用がなされ、かつ、事業の用、貸付けの用又はその者以外の者の居住の用に供されていたことがないこと

令和3年度 市・県民税についてのお知らせ

1. 給与所得控除の見直し

- (1) 一律10万円引き下げられます。
- (2) 給与所得控除額の上限額が適用される給与収入金額が1,000万円から850万円に引き下げられ、その上限額が220万円から195万円に引き下げられます。

2. 公的年金等控除の見直し

- (1) 一律10万円引き下げられます。
- (2) 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額について、195万5,000円の上限額を設定します。
- (3) 公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合はさらに10万円が引き下げられ、2,000万円を超える場合は20万円が引き下げられます。

3. 基礎控除の見直し

- (1) 10万円引き上げられます。
- (2) 合計所得金額が2,400万円を超える場合は、所得金額に応じて控除額が減少し、2,500万円を超える場合は適用されません。(合計所得金額が2,500万円を超える場合は調整控除も適用されません。)

4. 所得金額調整控除の創設

- (1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する場合は、以下の算式で計算した金額を控除します。
{給与等の収入金額(上限1,000万円)－850万円} × 10%
(ア) 特別障がい者
(イ) 23歳未満の扶養親族を有するもの
(ウ) 特別障がい者である同一生計配偶者または扶養親族を有するもの
- (2) 給与所得および公的年金等に対する雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、給与所得の金額から次の算式で計算した金額を控除します。
給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円) - 10万円

5. 寡婦(寡夫)控除の見直し

- (1) 婚姻の有無や親の性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、所得金額が500万円以下であれば、「ひとり親控除」が適用されます。(こちらに該当する場合、寡婦控除は適用されません。)
- (2) 子以外の扶養親族を持つ寡婦について、控除が適用される合計所得金額の上限が500万円に設定されます。

6. そのほかの見直し

- (1) 配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除および勤労学生等の合計所得金額の要件が10万円引き上げられます。
- (2) 障がい者、未成年者、ひとり親および寡婦に対する非課税措置について、適用される合計所得金額の上限が135万円になります。
- (3) 家内労働者等の必要経費の特例要件の最低保証額が、65万円から55万円に引き下げられます。

■Q&A

【死亡した父の市・県民税】

- Q 2月に父が死亡しましたが、市・県民税の納税通知書が届きました。死亡しても税金がかかるのでしょうか。
- A 市・県民税が課税されるかどうかは、その年の1月1日の現況で判断することになっています。1月2日以後に死亡した場合は、市・県民税が課税され、その納税義務は相続人に承継されます。

【退職後の市・県民税】

- Q 昨年9月に会社を退職後、納税通知書が送られてきました。これは納めなければならないのでしょうか。
- A 給与からの特別徴収により市・県民税を納められていた方が会社を退職された場合、退職後には給与からの差し引きができなくなるため、残りの税額を納付書により納めていただく必要があります。また退職後に再就職した場合、再就職先で、再度給与からの特別徴収にできる場合がありますので再就職先の給与事務担当者にお問い合わせください。

【収入がない場合の申告】

- Q 私は、一人暮らしで前年中、収入はありませんでした。収入がなくても申告をしなければならないのでしょうか。
- A 市・県民税の申告書は、国民健康保険税の申告書も兼ねておりますので、申告していただくようお願いしています。申告をしていない場合、国民健康保険税や保育料等の軽減が受けられなかったり、所得（課税）証明が発行できなかったりするなど、各種の行政サービスに支障をきたすこともあります。

【年の途中で引っ越した場合の市・県民税】

- Q 私は、今年の4月にA市から酒田市に住所を移したのですが、どちらの市から納税通知書が送られてくるのですか。
- A 市・県民税は、その年の1月1日現在に住んでいる市町村において、前年中の所得に対して課税されることになっていますので、令和2年1月1日にA市に住所があった場合、A市から令和2年度の納税通知書が届きます。

【年金収入のある方の扶養控除と市・県民税】

- Q 私は年金の収入のみでサラリーマンの息子の扶養になっているはずですが、市・県民税の納税通知書が送られてきました。間違いではないでしょうか。また、年金の収入がいくらまでは息子の扶養親族になれますか。
- A 扶養親族であっても、公的年金等の収入が65歳未満は99万円、65歳以上は149万円を超えると、市・県民税がかかる場合があります。また、扶養親族になれるのは収入が65歳未満は108万円以下、65歳以上は158万円以下となります。なお、市・県民税の課税と扶養親族になれる収入金額の範囲は次の表のとおりになります。

昭和30年1月2日以後に生まれた方（65歳未満の方）

公的年金等の収入金額	市・県民税		扶養控除の対象になるか（市・県民税）
	均等割（6,000円）	所得割	
～99,000円	かからない	かからない	控除の対象になる
99,001円～1,050,000円	かかる場合がある		
1,050,001円～1,080,000円		かかる場合がある	控除の対象にならない
1,080,001円～			

昭和30年1月1日以前に生まれた方（65歳以上の方）

公的年金等の収入金額	市・県民税		扶養控除の対象になるか（市・県民税）
	均等割（6,000円）	所得割	
～1,490,000円	かからない	かからない	控除の対象になる
1,490,001円～1,550,000円	かかる場合がある		
1,550,001円～1,580,000円		かかる場合がある	控除の対象にならない
1,580,001円～			

【年金収入のある方の市・県民税の特別徴収】

Q 今年65歳（4月1日時点）になり、年金から市・県民税が引かれると聞きましたが、どのように変わりますか？

A 年金の特別徴収の対象となる方の市・県民税の納付方法については以下のとおりになります。

◇納付の方法

①特別徴収開始1年目（令和2年度より新たに特別徴収の対象となる方）

納期・月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収方法	普通徴収 納付書または口座振替 により納めください		特別徴収 (年金から引き落としになります)		
税額	年税額の1/4ずつ		年税額の1/6ずつ		

新たに65歳になられた方（生年月日が昭和29年4月3日～昭和30年4月2日の方）や、令和元年度の途中で差し引きが停止となった方は、図①のように、上半期分については納付書または口座振替の方法により納めていただきます。

②特別徴収2年目以降（令和元年度から引き続き特別徴収されている方）

納期・月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収方法	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
税額	$(\text{前年度の年税額} \div 2) \div 3$ ずつ			$(\text{年税額} - \text{仮徴収額}) \div 3$ ずつ		

令和元年度の市・県民税が令和2年2月の年金から差し引きになった方は、図②のように、前年度の公的年金等の所得に係る市・県民税の2分の1に相当する額が、上半期分として年金から差し引きになります。

※以上は、年金所得にかかる税額についての納付方法です。年金以外の所得がある方は、別途、納付書、口座振替、または給与からの差し引きにより納めていただく場合があります。

【パート収入と配偶者控除】

Q 私は主婦でパート収入が1年間で100万円ほどあります。私は、市・県民税を納めなくてはならないでしょうか。また、私の夫は配偶者控除と配偶者特別控除のどちらを受けることができますか。

A 市・県民税は収入が94万円（所得が29万円以下）を超えるとかかる場合があります。なお、配偶者控除は、あなたの所得が38万円以下であれば受けることができます。所得の計算方法は2ページの表を参照してください。配偶者控除と配偶者特別控除の控除額については下記の表でご確認ください。

妻のパート収入金額	妻の市・県民税		夫が受けられる控除	
	均等割 (6,000円)	所得割	配偶者控除	配偶者特別控除
～ 940,000円	かからない	かからない	受けられる	受けられない
940,001円～1,000,000円	かかる場合がある	かかる場合がある		
1,000,001円～1,030,000円				
1,030,001円～2,015,999円			受けられない	受けられる
2,016,000円～			受けられない	受けられない

【配偶者控除の控除額】

納税義務者の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超
一般配偶者	33万円	22万円	11万円	なし
老人配偶者	38万円	26万円	13万円	なし

【配偶者特別控除の控除額】

	納税義務者の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超
配偶者の合計所得金額	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円	なし
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	なし
	95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円	なし
	100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円	なし
	105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円	なし
	110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円	なし
	115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円	なし
	120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円	なし
	123万円超	なし	なし	なし	なし

市・県民税所得控除表

項目	適用範囲と所得控除額																																		
雑損控除	災害、盗難などによって住宅や家財などの資産について損害を受けたとき	○差引損失額－(所得金額の合計額×10%) ○災害関連支出－50,000円 } のいずれかが多い方の金額																																	
医療費控除	あなたやあなたの親族のケガや病気などのために医療費を支払った場合	(支払った医療費の総額)－(保険金等で補てんされた金額)－A A：10万円か所得金額の合計額×5%のいずれか少ない方の金額 最高200万円まで																																	
セルフメディケーション税制	スイッチOTC医薬品購入額－12,000円＝控除額(控除上限額88,000円)																																		
社会保険料控除	あなたやあなたの扶養親族が負担することになっている国民健康保険税、介護保険、健康保険、厚生年金、国民年金、雇用保険等を支払ったとき	支払った金額、または給与、年金から差し引かれた金額																																	
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済や心身障害者扶養共済の掛け金を支払ったとき	支払った金額																																	
生命保険料控除	下の計算表で計算した一般生命保険料控除の金額 ※限度額は ①新契約のみ：28,000円 ②旧契約のみ：35,000円 ③新契約＋旧契約：28,000円	+	下の計算表で計算した個人年金保険料控除の金額 ※限度額は ①新契約のみ：28,000円 ②旧契約のみ：35,000円 ③新契約＋旧契約：28,000円	+	下の計算表で計算した介護医療保険料控除の金額 ※限度額は28,000円	※全体の生命保険料控除額は7万円が限度となります。																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>「新契約」</th> <th>支払った金額(A)</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年1月1日以後に契約した保険料(新生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料)</td> <td>12,000円以下</td> <td>(A)の金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12,001円～32,000円</td> <td>(A)×0.5+6,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>32,001円～56,000円</td> <td>(A)×0.25+14,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	「新契約」	支払った金額(A)	控除額	平成24年1月1日以後に契約した保険料(新生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料)	12,000円以下	(A)の金額		12,001円～32,000円	(A)×0.5+6,000円		32,001円～56,000円	(A)×0.25+14,000円		56,001円以上	28,000円			<table border="1"> <thead> <tr> <th>「旧契約」</th> <th>支払った金額(A)</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年12月31日以前に契約した保険料(旧生命保険料、旧個人年金保険料)</td> <td>15,000円以下</td> <td>(A)の金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,001円～40,000円</td> <td>(A)×0.5+7,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40,001円～70,000円</td> <td>(A)×0.25+17,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table>	「旧契約」	支払った金額(A)	控除額	平成23年12月31日以前に契約した保険料(旧生命保険料、旧個人年金保険料)	15,000円以下	(A)の金額		15,001円～40,000円	(A)×0.5+7,500円		40,001円～70,000円	(A)×0.25+17,500円		70,001円以上	35,000円	
「新契約」	支払った金額(A)	控除額																																	
平成24年1月1日以後に契約した保険料(新生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料)	12,000円以下	(A)の金額																																	
	12,001円～32,000円	(A)×0.5+6,000円																																	
	32,001円～56,000円	(A)×0.25+14,000円																																	
	56,001円以上	28,000円																																	
「旧契約」	支払った金額(A)	控除額																																	
平成23年12月31日以前に契約した保険料(旧生命保険料、旧個人年金保険料)	15,000円以下	(A)の金額																																	
	15,001円～40,000円	(A)×0.5+7,500円																																	
	40,001円～70,000円	(A)×0.25+17,500円																																	
	70,001円以上	35,000円																																	
地震保険料控除	$\left(\begin{array}{l} \text{地震保険料の支払合計金額} \\ \text{※支払合計金額が50,000円以下の場合} \\ \text{支払合計金額} \times 1/2 \text{ (最高25,000円)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{旧長期損害保険料の支払合計金額} \\ \text{※支払合計金額が5,000円を超える場合} \\ \text{支払合計金額} \times 1/2 + 2,500円 \text{ (最高10,000円)} \end{array} \right)$ 地震保険料と旧長期損害保険料のそれぞれの控除額を合わせた最高限度額は25,000円となります。																																		
障害者控除	あなたやあなたの配偶者や扶養親族に障がいのある人がいるとき ①普通障がい者：身体障害者手帳3～6級、精神障害者保健福祉手帳2～3級、療育手帳Bなど…260,000円 ②特別障がい者：身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aなど…300,000円 ③上記②のうちあなたやあなたの配偶者またはあなたの扶養親族と同居している場合 ……530,000円																																		
寡婦控除	①夫と死別、夫が生死不明の人で令和元年中の合計所得金額が500万円以下の人 ……260,000円 ②夫と死別、離婚、夫が生死不明の人で、扶養親族または合計所得金額が38万円以下の生計を一にする子を有する場合 ……260,000円 ③上記②のうち、扶養親族である子を有し、令和元年中の合計所得金額が500万円以下の人 ……300,000円																																		
寡夫控除	妻と死別、離婚、妻が生死不明の人で合計所得金額が38万円以下の生計を一にする子を有し、令和元年中の合計所得金額が500万円以下の人 ……260,000円																																		
勤労学生控除	あなたが大学、高校、各種学校などの学生で、令和元年中の合計所得金額が65万円以下であり、そのうち自己の勤労によらない所得が10万円以下のとき ……260,000円																																		
配偶者控除	令和元年中のあなたの配偶者の合計所得金額が38万円以下のとき あなたの合計所得金額が900万円を超えると控除額が減少し、1,000万円を超える場合には適用できなくなります。詳しくは7ページ【パート収入と配偶者控除】を参照してください。																																		
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額の上限が123万円まで拡大され、それに合わせて控除額が変わります。また、あなたの合計所得金額が900万円を超えると控除額が減少し、1,000万円を超える場合には適用できなくなります。詳しくは7ページ【パート収入と配偶者控除】を参照してください。																																		
扶養控除	あなたと生計を一にする親族の令和元年中の合計所得金額が38万円以下であるとき ①年齢16歳以上19歳未満(平成13年1月2日～平成16年1月1日生まれ)を扶養するとき(一般扶養)…330,000円 ②年齢19歳以上23歳未満(平成9年1月2日～平成13年1月1日生まれ)を扶養するとき(特定扶養)…450,000円 ③年齢23歳以上70歳未満(昭和25年1月2日～平成9年1月1日生まれ)を扶養するとき(一般扶養)…330,000円 ④年齢70歳以上(昭和25年1月1日以前生まれ)を扶養するとき(老人扶養)…380,000円 ⑤上記の④のうち同居している本人または配偶者の直系尊属を扶養するとき(同居老親等扶養)…450,000円																																		
基礎控除	すべての方に一律に適用されます ……330,000円																																		

市・県民税についてのお問い合わせは

酒田市税務課市民税係まで

TEL **26-5712・5713・5714** (直通)

酒田市ホームページ <http://www.city.sakata.lg.jp/>